

# 国民健康保険税の納期は――

――8月から来年1月までの6回

## 税率は昨年と同率…

今回きまった国民健康保険税は、納期を8月から来年1月までの6回とし、被保険者のみなさんが公平に負担できるよう世帯の生活能力や被保険者的人数などを基礎にして税額が決められています。また、給付に

### ◎税率

ついでも、だれでもが平等に医療の恩恵が受けられるよう負担能力の高い人に低い人を助けていただく相互扶助をたてまえとした国民健康保険制度がとられており、この点をよくご理解の上、納期限をかならず守っていただくようぜひご協力下さい。

所得割額	資産割額	均等割額	世帯割額
51年度市民税の 所得割額の 203 100	51年度固定資産 税の(土地家屋分) 78 100	被保険者1人について 2.520円	1世帯について 5.400円

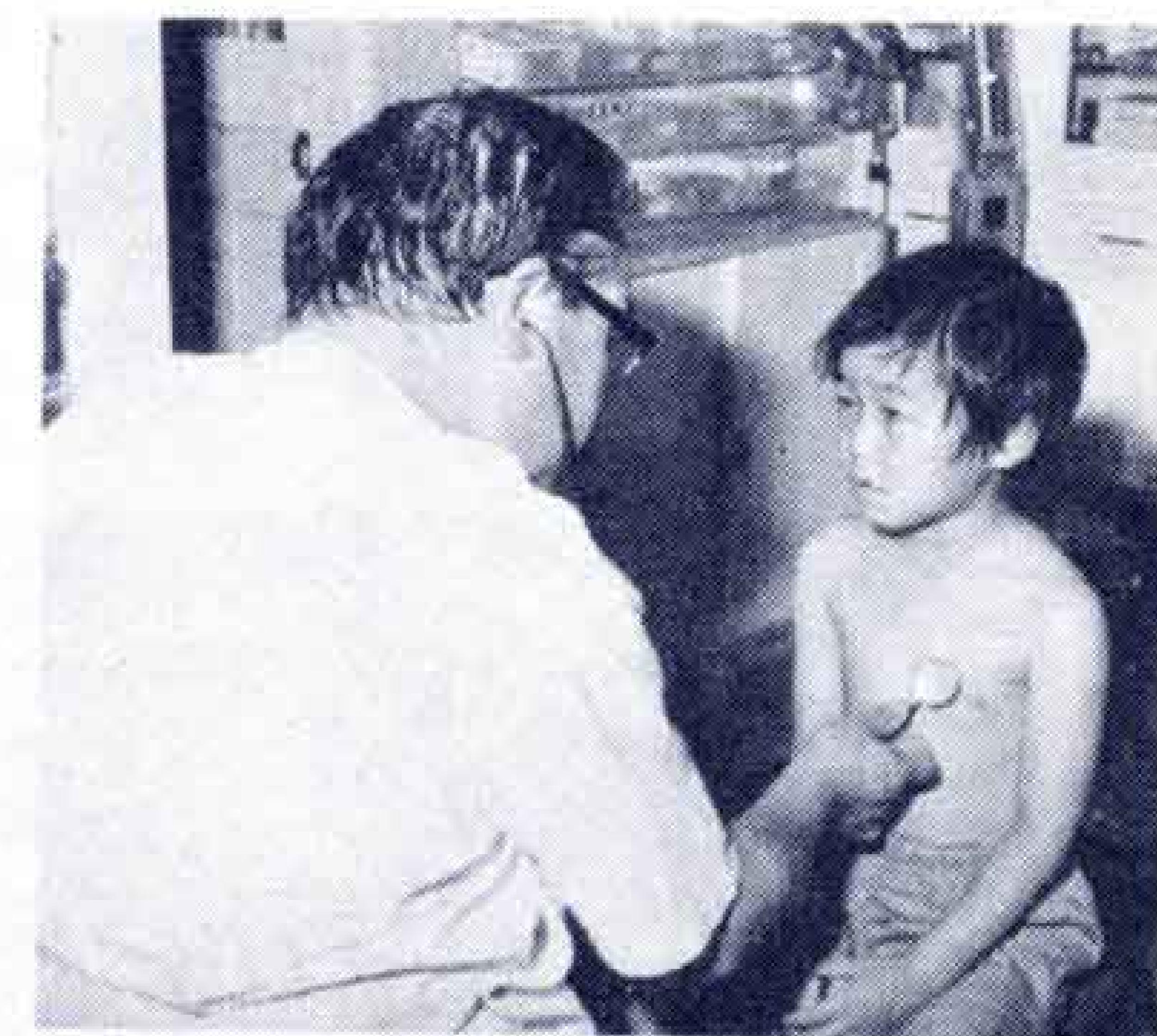
一世帯当たり…

保険支払いは 10万9千円

保険税は 4万4千円

昭和51年度の一世帯当たりの国民健康保険税は平均年額4万4千円くらいになります。一方、病気やけがのために医療を受けたとき、国民健康保険から支払う療養給付や保険給付な

どの給付額は、4月に約9億の医療費の値上げ等があったので年間平均10万9千円が見込まれており、支払い金額の半分以上が国からの補助金や市の予算でまかなわれることになります。



【市と国が半分以上を負担して…】

## 助産費が4万円に

被保険者が出産した場合、いままでは助産費2万円と育児手当金1200を支給していましたが、昭和51年4月1日以後出産した方には、助産費のみ4万円支給することになりました。

## 造林シリーズ【その2】

### 植栽した木の生長につる切と除伐

植栽して7~8年たち、下刈手入れをし、樹高が2.5m以上に生長した林も1~2年放置しますと「くず」「つた」「やまいも」等のつる類が「すぎ」や「ひのき」に巻付き、生長の邪魔をしたり、幹に巻跡を付けて用材にならなくしてしまいます。そこで、つるを鎌で切ったり、除草剤を撒布したりして木の生育を助けます普通、植栽して10年~15年生になったころ実施します。

その頃になると、つるだけでなく植栽した木の生長の邪魔になる雑木や、育つ見込みのないもの、用材にならないもの等が植えられた「すぎ」「ひのき」のなかにもあります。それらを切り除く仕事を「除伐」といい

ます。除伐作業は、木の枝と枝が接し競争して生育する状態になったとき行います。10年~20年生頃です。早目に実施しないと良い木が早く大きくなりません。植林の手入れは適期に実施いたしましょう。

※以上のことで、なにかおたずねしたいことがありますたら経済部林政課（電話51-0123 内線412）へご連絡下さい。



【つる切も大事な仕事の一つ】



75ふじ  
“みんなの施設”  
(無料)

・発行・編集 企画調整部広報広聴課

・内容 市内にある市立の公共施設（一部県立の施設も）を白黒の写真入りで余すところなく簡潔に集録しており、施設を利用するときのガイドとして便利です。

・頒布場所 市民相談室（市庁舎2階）または市内各公民館、吉原市民会館

